

## 刑事・民事訴訟最終告知通達書

税金未納分のお知らせ、過去10年間におきまして貴殿の税金未納分が8万4千円発生致しました。税金のお支払いは国民の義務と法律に定められております。万一、ご入金されない場合不法行為又は債務不履行とされ刑事事件若しくは民事事件の判断により逮捕令状又は民事訴訟の訴状を提出し給料・動産・不動産等の差し押さえを実行すると同時に債権譲渡の承諾を受け当社専属の回収員が貴殿の自宅、勤務先、親戚関係の方々にお伺いすることとなります。以上を持ちまして「最終告知」とさせていただきます。

書面到着後、5日以内に下記口座にお振込み下さい。

振込先 ○○銀行××支店

普通△△△△△△△△ 担当者 □□

〒100-8910 東京都千代田区霞ヶ関3丁目1番地1号

財務省管轄支局民事訴訟管理事務局